

◆雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金◆

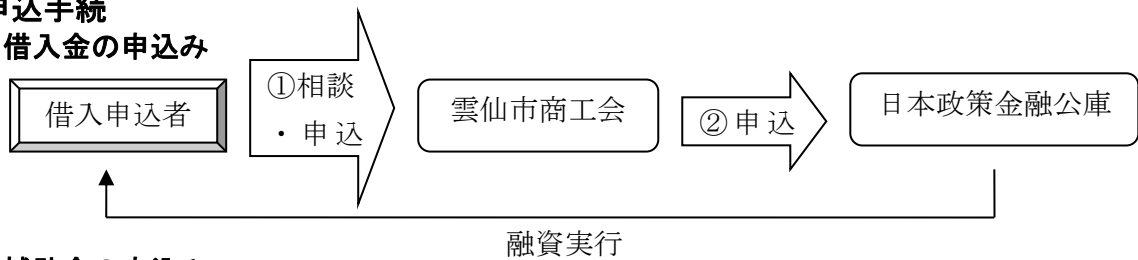
市では、中小企業者の経営の合理化と施設等の整備を促進するため、設備資金の借入に伴う利子に対する助成を行います。

I 雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金の内容

補助対象者	市内に住所又は主たる事業所（法人にあっては登記簿上の本店所在地）を有し、引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者
補助対象設備投資	次に掲げるもので、雲仙市内において行うもの ① 店舗、工場、倉庫又は事務所の新設若しくは増改築又は取得 ② 機械又は備品の取得
補助対象借入金	補助対象設備投資のための借入金で、次に掲げるもの ① 株式会社日本政策金融公庫の設備資金 ② 平成25年4月1日から平成32年3月31日までに融資実行されたもの ③ 証書貸付により500万円を超える融資を受けたもの
補助対象利子	① 補助対象借入金のうち2000万円までの部分に係る利子 ② 国・県等から利子に対して直接助成を受けないもの
補助率・上限額	① 毎年1月1日から12月31日までの間（以下、「算定期間」という。）に支払われた補助対象利子について、年利率2%以下の部分に相当する額の1/2 ② 補助金の限度額は、算定期間ごとに20万円
補助期間	融資実行日から起算して3年以内
補助の制限	補助金の交付において、次のいずれかに該当するときは、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき、これを制限します。 (1) 補助金の交付を受けようとする者に雲仙市税（国保税含む。）の未納があるとき。 (2) 申請者が市外在住者で、住所地の市区町村税（国保税含む。）に未納があるとき。

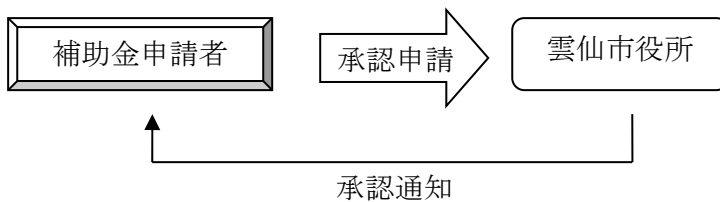
II 申込手続

1 借入金の申込み



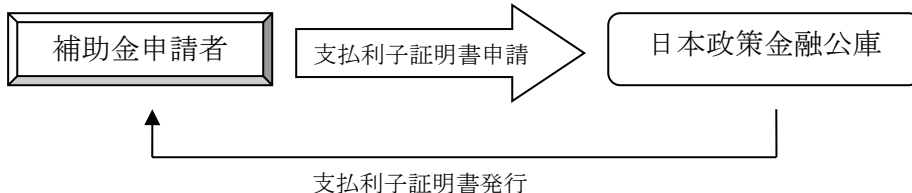
2 補助金の申込み

(1) 承認申請（融資実行日から60日以内：様式第1号）



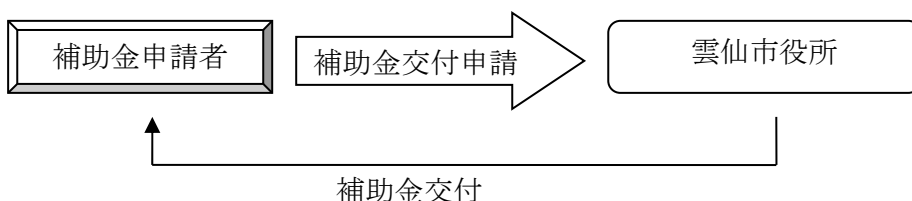
(2) 補助金交付申請（1月から12月までの支払利子）

① 支払利子証明書の取得（翌年1月：様式第7号及び第8号）



② 補助金交付申請書に支払利子証明書等を添えて申請

（翌年2月末まで：様式第6号）



お問い合わせ先 雲仙市役所 商工労政課（電話 0957-38-3111）